

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 7月度)

- 1 日 時 令和6年7月3日(水)
開会：午前10時00分
閉会：午前11時00分
- 2 場 所 氷見市役所A棟2階全員協議会室
- 3 出席委員 13名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 12番 高木 良治 13番 山本 善榮
15番 向 悟司
- 4 欠席委員 2名
7番 池田 貢 14番 浮橋 勉
- 5 議 題 第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地
認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 川田 安広
事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度7月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を高木委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について

□議長(会長) 本日は、池田委員、浮橋委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、川上委員、森委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明

いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、5件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、すべて第5条申請となっております。

番号1番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 （氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地 （氏名**）

申請地は、氷見市**——番 申請書において地目は登記が田、現況が

宅地、現地は住宅敷地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番 申請書において、地目は登記が畑、現況が畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

番号3番、地区は ——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、申請書において、登記が畑、現況が畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

番号4番、地区は ——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）外*名

申請地は、氷見市**——番 外1筆、申請書において、2筆とも登記が田、現況が田、現地は田として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

番号5番、地区は ——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、申請書において、登記が畑、現況が宅地、

現地は駐車場として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

・引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

・番号1番の許可基準については、上下水道が埋設されている道路沿いの地域であって、500m圏内に2以上の公共・公益的施設が存することから、第3種農地となるため原則許可となります。

・番号2番の許可基準については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となり原則不許可ですが、集落に接続しているため例外許可となります。

・番号3番の許可基準については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となり原則不許可ですが、集落に接続しているため例外許可となります。

・番号4番の許可基準につきましては、上下水道が埋設されている道路沿いの地域であって、500m圏内に2以上の公共・公益的施設が存することから、第3種農地となるため原則許可となります。

・番号5番の許可基準につきましては、上下水道が埋設されている道路沿いの地域であって、500m圏内に2以上の公共・公益的施設が存することから、第3種農地となるため原則許可となります。

・では、今回付された案件5件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員）先般*月**日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件5件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある案件5件すべてに隣接農地耕作者からの承諾が得

られており、5件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件1番、5番は、違反転用の案件であります、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。
報告第1号『農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について』事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

今回の申請件数は、2件です。

番号1、地区は一です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は雑種地、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から宅地への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月*日に現地写真や申請書内容により確認しました。その結果非農地であると判断したことから、今後、所有者に対し、非農地認定による通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行う予定です。

続いて

番号2、地区は一です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は雑種地、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から山林への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月**日に現地写真や申請書内容により確認しました。その結果非農地であると判断したことから、今後、所有者に対し、非農地認定による通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行う予定です。

報告は、以上となります。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会7月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年7月3日

議 長

署名委員

署名委員